

焼却主灰

# 8千ベクレル以下は埋立可能

## 福島放射性災廃処理 環境省が方針

# 飛灰は一時保管を

### 自治体に 電離則規定の順守も 近く通知

環境省は10日、災害廃棄物安全評価検討会（委員長・大垣重一郎国立環境研究所理事長）の第3回会合を同省で開き、福島県の放射性物質で汚染された災害廃棄物の処分方針を決定した。それによると、木くずなどの可燃物の焼却に伴い発生する主灰について、セシウム134と137の合計値である放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8千ベクレル以下であれば、管理型最終処分場で埋立処分できるとしている。また、同8千ベクレルを超える主灰や集じん機から排出される飛灰については、国による処分の安全性が確認されるまでは一時保管が適当としている。同省では近く、関係自治体に対し、埋立方針を通知する。

埋立方針では、放射性セシウム濃度が同8千ベクレル以下の主灰の埋立処分は、埋立場所を他の廃棄物と分離することであり、主灰と保水水など集排水設備との間に土壌の層が存在するようにし、その跡地については十分な安全性が確認されない限り、居住などの用途に使うことは避けることになる。

また、同8千ベクレルを超える主灰を一時保管する場合は、放射線を遮蔽できる場所にドラム缶等で保管するか、または管理型最終処分場で保管するに当たり、土壌（ベントナイトなど）で30センチメートル程度の隔離層を設けた上で、耐水性

材料で梱包した主灰を置き、遮水シートで覆うなどしている。

さらに、飛灰については、同10万ベクレルを超える場合は、適切に放射線を遮蔽できる施設での保管が望ましいとしている。

焼却灰の溶融処理で発生する飛灰も同様で、一時保管することが適当としている。溶融スランについても一時保管を原則とするが、同8千ベクレル以下と確認された場合は埋立処分できるとしている。

そのほか、不燃物については、そのままが破砕して安全に埋立処分できること、その場合の方法や跡地利用は同8千ベクレル以下の主灰の場合と同様としている。再生利用については、市場に流通する前に実行のクリアランスレベルである年間10マイクロシーベルト以下

下になるよう放射性物質の濃度を適切に管理されていなければならないとしている。

一方、焼却施設や管理型最終処分場などの事業場内で、外部放射線による実効線量が労働安全衛生法に基づき、電離放射線障害防止規則に定める基準の1時間当たり2・5マイクロシーベルトを超えれば、作業者の安全を確保するため、電離線の関連規定を順守するとしている。